

京都市上下水道局告示第63号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、琵琶湖疏水記念館における刊行物等売払代金の納付に係る事務について、次の者を指定納付受託者に指定し、同法同条第2項の規定に基づき、告示します。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

Pay Pay株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る公金

琵琶湖疏水記念館における刊行物等の売払代金

3 指定納付受託者として指定する日

令和6年4月1日

(上下水道局総務部総務課)